

非婚のひとり親家庭への「寡婦（夫）控除のみなし適用」の対象

	所管課	対象となる利用料等	これまでの査定等の方法	みなし適用による軽減額	申請開始可能時期	対象者見込み
1	市民健康部 保険年金課	国民健康保険税の減免	18歳未満の扶養親族を有する寡婦（夫）で前年の総所得金額等が125万円以下の場合、申請により国民健康保険税所得割額を減免	所得割額の1/2 (例) 所得125万円・40歳 92,000円→46,000円	平成29年7月	約25人
2	こども部 子育て支援課	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）利用手数料の減免	住民税非課税世帯（前年の合計所得金額が125万円以下の寡婦又は寡夫が該当。以下同じ。）は、減免申請により手数料が無料	月額3,500円→無料	平成29年4月	約15人
3	こども部 子育て支援課	母子生活支援施設入所負担金	住民税非課税世帯は、負担金が無料	(例) 月額1,100円→無料	平成29年4月	10人未満
4	こども部 子育て支援課	助産施設入所負担金	住民税非課税世帯は、負担金のうち基準額部分が無料	(例) 128,300円 →84,000円	平成29年4月	10人未満
5	こども部 子育て支援課	子育て短期支援事業（ショートステイ）利用料	住民税非課税の母子・父子世帯は、利用料が無料	(例) 日額1,100円→無料	平成29年4月	10人未満
6	こども部 子育て支援課	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者負担金	住民税非課税世帯は、負担金が無料	(例) 1時間70円→無料	平成29年4月	10人未満
7	こども部 子育て支援課	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金	住民税非課税世帯は月額100,000円、課税世帯は月額70,500円を支給	月額70,500円支給 →月額100,000円支給	平成29年4月	10人未満
8	こども部 保育課	保育所入所負担金（保育料）	・市民税所得割額に基づいて算定（地方税法による寡婦（寡夫）控除の適用） ・住民税非課税の母子認定世帯は、保育料が無料	(例) 月額17,600円 →月額8,300円	平成29年9月	約20人
9	こども部 保育課	特定教育・保育等利用者負担額（保育料）				
10	こども部 保育課	私立幼稚園就園奨励費補助金	・市民税所得割額により補助限度額を段階的に設定（寡婦（寡夫）控除の適用） ・住民税非課税世帯、所得割非課税世帯は補助限度額が増加	(例) 年額62,200円補助 →115,200円補助	平成29年7月	10人未満
11	こども部 保育課	公立保育園の延長保育利用料	住民税非課税の母子認定世帯は、利用料が無料	(例) 日額100円→無料	平成29年9月	約20人
12	まちづくり部 住宅政策課	市営住宅家賃の算定	・家賃算定の基礎となる収入の計算において、寡婦（寡夫）控除の適用 ・寡婦（寡夫）控除適用者について18歳未満の者を扶養している場合には、家賃の一定額を減額	・所得金額から27万円を控除して家賃を算定 ・家賃の10%を減額	法令改正により平成28年10月から実施済	約15人